

<参考>

インフルエンザによる出席停止基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

	発症日	発症後							
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症後 1 日目に 解熱した場合 (最短基準)	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目			登校 可能		
	出 席 停 止								
発症後 2 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目		登校 可能		
	出 席 停 止								
発症後 3 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校 可能		
	出 席 停 止								
発症後 4 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校 可能	
	出 席 停 止								
発症後 5 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校 可能
	出 席 停 止								

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます

※ すぐに熱が下がっても5日目までは登校できません。

新型コロナウイルス感染症による出席停止基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

	0 日 目	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目
新型コロナウイルス感染症陽性	発症	療養期間					登校 可能
	出 席 停 止						

※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合